

6月議会のお知らせ

問 議会事務局 ☎92-6543

基山町議会6月議会は、休日しか傍聴できない方も都合がつくように、下表の会期日程（予定）で開催します。会期中は、どの日でも傍聴できます（傍聴にお越しの際は、新型コロナウイルス感染症対策にご協力をお願いします）。議場は、役場4階です。

令和2年6月議会 会期日程（予定）

日	曜日	開始時間	区分	内容	場所
5	金	午前9時30分	本会議	会期を決定します。町長が議案の提案理由を説明します。	議場
6	土	午前9時	本会議	《一般質問》	
7	日	午前9時	本会議	議員が町政に関する質問を行います。（一人60分以内）	
8	月	午前9時30分	本会議	議案審議（議案内容について町長に質問します。） 委員会付託（委員会で審査するように決めます。）	委員会室
9	火	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。（厚生産業常任委員会）	
10	水	午前9時30分	委員会	付託を受けた議案を審査します。（総務文教常任委員会）	
11	木	午前9時30分	委員会	常任委員会での審査の結果を集約します。	
12	金	午前9時30分	本会議	常任委員会の審査結果を委員長が報告します。 議案について討論・採決を行います。	議場

※日程等は、状況により変更することがあります。変更がある場合は、ホームページ等でお知らせします。

緑の基金

地域の緑化や森林づくりの活動実施者を募集します

問 産業振興課 ☎92-7945

この助成事業は、地域に密着した特色のある森林づくりや緑づくり、県産材の利用を促進することを目的としています。

▽応募資格

町内で継続的に活動しているボランティア団体、自治会、老人会、子どもクラブ、企業ボランティア等です。

▽活動内容

広葉樹の植樹、人工林の枝打ち、間伐、侵入竹の除去、間伐材を利用した木工教室、森づくりや緑化の推進等です。

▽助成対象経費

外部講師や指導者への謝金及び旅費、資料の印刷代、刈払機替刃、事務用品、機械の賃借料、苗木等です。詳しい内容については産業振興課にお問い合わせください。

▽募集締切

5月25日（月）



「自社会館をもたない葬儀社」だからこそ提案できる

自宅葬・寺院葬で“故人と家族の想い最優先”のご葬儀を

【シンプルプラン】

248,000円 （税別）

※追加料金は発生しません。

適正価格・確かな品質・透明性を大切にしています。

株式会社天の川
社長 天野二夫



天の川 ☎0120-85-7851

〒841-0032 佐賀県鳥栖市大正町789-12(佐賀銀行の北隣)

24時間対応 年中無休 天の川 自宅葬 検索




広告

有料広告

地域防災 消防団団長・部長の紹介

問 総務企画課 防災係 ☎92-7915

令和2年度より基山町消防団の団長に内山 哲夫団長が任命されました。
前任の鶴岡 健治さんは、15年間に渡り、基山町消防団団長として活動されました。
長年にわたり消防活動に従事していただき、ありがとうございました。



内山 哲夫 団長

▼令和2年度の基山町消防団各部の部長を紹介します。



本部長 1部長 2部長 3部長 4部長
5部長 7部長 8部長 9部長 女性部長

氏名	担当地区
本部長 高木英斗	町内全域
1部長 佐熊裕也	3区、8区、9区、12区
2部長 埋金耕平	1区、11区
3部長 大村直弘	2区
4部長 木原康介	4区
5部長 天本達暁	6区（9部の担当区域外）
7部長 森靖仁	7区
8部長 山本修平	5区、10区、13区
9部長 田中優一	6区（白坂地区、桜町、末広、 けやき台全域）
女性部長 中川美紀	町内全域

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 徴収猶予の「特例制度」

問 税務課 ☎92-7918

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができますようになります。

対象となる方	以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。
	① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。 ② 一時的に納税が困難であること。

(注)「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。

(注)「一時的に納税が困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる町税	令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来するすべての税目が対象になります。これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の町税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。
---------	--

申請手続等	令和2年6月30日又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、郵送での受付も行います。
-------	--



徴収猶予の「特例制度」に関する情報については、基山町ホームページにてご確認ください。

◀基山町 HP